

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）	．．．．．	1
○	検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）（抄）	．．．．．	3
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	．．．．．	5
○	外国軍用艦船等に関する検疫法特例（昭和二十七年法律第二百一号）（抄）	．．．．．	5
○	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（抄）	．．．．．	6
○	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	．．．．．	6
○	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）	．．．．．	7

◎ 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）

（臨時に行う予防接種）

第六条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるものまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

2・3 （略）

（予防接種の勧奨）

第八条 市町村長又は都道府県知事は、第五条第一項の規定による予防接種であつてA類疾病に係るもの又は第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種の対象者に対し、定期の予防接種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種を受けることを勧奨するものとする。

2 市町村長又は都道府県知事は、前項の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者に対し、その者に定期の予防接種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種を受けさせることを勧奨するものとする。

（予防接種を受ける努力義務）

第九条 第五条第一項の規定による予防接種であつてA類疾病に係るもの又は第六条第一項の規定による予防接種の対象者は、定期の予防接種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種（同条第三項に係るものを除く。）を受けるよう努めなければならない。

2 前項の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者に定期の予防接種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種（第六条第三項に係るものを除く。）を受けさせるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（定期の予防接種等の適正な実施のための措置）

第十三条 （略）

2・3 （略）

4 厚生労働大臣は、定期の予防接種等の適正な実施のため必要があると認めるときは、地方公共団体、病院又は診療所の開設者、医師、ワクチン製造販売業者（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者であつて、ワクチンの製造販売（同法第二条第十三項に規定する製造販売をいう。附則

第六条第一項において同じ。）について、同法第十四条の承認を受けているもの（当該承認を受けようとするものを含む。）をいう。第二十三条第五項において同じ。）は、定期の予防接種等を受けた者又はその保護者その他の関係者に対して前項の規定による調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（給付の範囲）

第十六条 A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第一項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

一 五 （略）

2 （略）

（厚生科学審議会の意見の聴取）

第二十四条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

一 三 （略）

四 第六条第二項及び第三項の規定による指示をしようとするとき。

五 （略）

（予防接種等に要する費用の支弁）

第二十五条 この法律の定めるところにより予防接種を行うために要する費用は、市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）の支弁とする。

2 給付に要する費用は、市町村の支弁とする。

（事務の区分）

第二十九条 第六条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同条第一項及び第三項、第十五条第一項、第十八条並びに第十九条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

◎ 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）（抄）

（仮検疫済証の交付）

第十八条 検疫所長は、検疫済証を交付することができない場合においても、当該船舶等を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがあるときは、当該船舶等の長に対して、一定の期間を定めて、仮検疫済証を交付することができる。

2 （略）

3 検疫所長は、前項の規定による報告又は質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、当該者に対し、保健所その他の医療機関において診察を受けるべき旨その他検疫感染症の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第五項及び第二十六条の三において同じ。）に当該指示した事項その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

4 （略）

5 検疫所長は、前項の規定により報告された事項を同項に規定する者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

（検疫感染症以外の感染症についてのこの法律の準用）

第三十四条 外国に検疫感染症以外の感染症（次条第一項に規定する新感染症を除く。）が発生し、これについて検疫を行わなければ、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるときは、政令で、感染症の種類を指定し、一年以内の期間を限り、当該感染症について、第二条の二、第二章及びこの章（次条から第四十条までを除く。）の規定の全部又は一部を準用することができる。この場合において、停留の期間については、当該感染症の潜伏期間を考慮して、当該政令で特別の規定を設けることができる。

（罰則）

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五条の規定に違反した者

二 隔離又は停留の処分を受け、その処分の継続中に逃げた者

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第一項の規定に違反して明告書を提出せず、又は虚偽の事実を記載した明告書を提出した者
- 二 第十一条第二項の規定により、書類の提出又は呈示を求められて、これを提出せず、若しくは呈示せず、又は虚偽の事実を記載したこれらの書類を提出し、若しくは呈示した者
- 三 第十二条の規定による質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者
- 四 第十三条の規定により検疫所長又は検疫官が行う診察（第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）又は検査（同項の規定により実施される場合を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 五 第十四条第一項第一号から第三号まで、第六号又は第七号の規定により検疫所長又は検疫官が行う措置（第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 六 第十四条第一項第五号の処分（第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）に違反した者
- 七 第十八条第二項の規定による旅券の提示（第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）をせず、又は報告（同項の規定により実施される場合を含む。）をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは質問（同項の規定により実施される場合を含む。）に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 八 第十八条第四項の規定による旅券の提示（第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）をせず、又は報告（同項の規定により実施される場合を含む。）をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- 九 第二十四条の規定により検疫所長又は検疫官が行う措置を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 十 第二十九条の規定による検疫所長又は検疫官の立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者
- 十一 第三十四条の二第一項の規定により検疫所長又は検疫官が行う診察を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定に違反した者
- 二 第十九条第一項（第三十四条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第十九条第三項の規定に基づく命令（第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）に違反した者
- 四 第二十一条第一項ただし書の許可を申請するに際し、同項各号に掲げる事項に関し虚偽の通報をしてその許可を受けた者
- 五 第二十一条第七項の規定に違反した者
- 六 第二十二条第二項の規定に違反した者
- 七 第二十三条第一項若しくは第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は同条第七項の規定に違反した者

第三十八条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条（第二十一条第五項及び第二十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第二十五条の規定に基づく命令に違反した者

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十五条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第四十条 第三十四条の場合においては、当該政令で準用する規定に係る前五条の罰則の規定もまた、準用されるものとする。

◎ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
(略) 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）	(略) 第六条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同条第一項及び第三項、第十五条第一項、第十八条並びに第十九条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務
(略)	(略)

◎ 外国軍用艦船等に関する検疫法特例（昭和二十七年法律第二百一号）（抄）

（適用又は準用しない規定）

第八条 軍用艦船又は軍用航空機の検疫については、検疫法第四条、第六条、第八条、第十一条第二項、第十九条第三項、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第二十九条、第三十四条の二第三項（同法第十九条第三項に規定する事務の実施に係る部分に限る。）、第三十

六条第一号、第三十七条第二号及び第三十八条第一号の規定は、適用せず、かつ、同法第三十四条の規定に基づく政令でこれらの規定が  
 検疫感染症以外の感染症について準用される場合においても、これを準用しない。

◎ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（抄）

（検疫所長との連携）

第十五条の二 都道府県知事は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十八条第三項（同法第三十四条の規定に基づく政令によって準  
 用される場合を含む。）の規定により検疫所長から健康状態に異状を生じた者に対し指示した事項その他の厚生労働省令で定める事項の  
 通知（同法第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）を受けたときは、当該都道府県の職員に、当該健康状態に異状  
 を生じた者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2・3 （略）

第十五条の三 都道府県知事は、検疫法第十八条第五項（同法第三十四条の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定に  
 より検疫所長から同法第十八条第四項に規定する者について同項の規定により報告された事項の通知（同法第三十四条の二第三項の規定  
 により実施される場合を含む。）を受けたときは、当該者に対し、同法第十八条第一項の規定により検疫所長が定めた期間内において当  
 該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該都道府県の職員に質問させることができる。

2・4 （略）

◎ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

別表第二（第三十条の十関係）

提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村 の市町村長その他の執行機関 （略）	事務
四 市町村長	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による同法第五条第一項若しくは第六条 第一項（新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条第三項の規定により読み替

	えて適用する場合を含む。)若しくは第三項の予防接種の実施、予防接種法第十五条第一項の給付の支給又は同法第二十八条の実費の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの (略)
--	---

別表第四(第三十条の十二関係)

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関 (略)	事務 (略)
三 市町村長 (略)	予防接種法による同法第五条第一項若しくは第六条第一項(新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第三項の予防接種の実施、予防接種法第十五条第一項の給付の支給又は同法第二十八条の実費の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの (略)

◎ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)(抄)

(停留を行うための施設の使用)

第二十九条(略)

2 4(略)

5 特定検査港等において検査を行う検査所長(第七十一条第一項において「特定検査所長」という。)は、特定検査港等において検査をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検査を適切に行うため必要があると認めるときであつて、病院若しくは診療所若しくは宿泊施設(特定検査港等の周辺の区域であつて、特定検査港等からの距離その他の事情を勘案して厚生労働大臣が指定する区域内に存するものに限る。以下この項において「特定病院等」という。)の管理者が正当な理由がないのに検査法第十六条第二項(同法第三十四条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)若しくは第三十四条の四第一項の規定による委託を受けず、若しくは同法第十六条第二項の同意をしないとき、又は当該特定病院等の管理者の



所在が不明であるため同項若しくは同法第三十四条の四第一項の規定による委託をできず、若しくは同法第十六条第二項の同意を求めることができないときは、同項又は同法第三十四条の四第一項の規定にかかわらず、同法第十六条第二項若しくは第三十四条の四第一項の規定による委託をせず、又は同法第十六条第二項の同意を得ないで、当該特定病院等を使用することができる。

6  
(略)